

滋賀県立守山養護学校ネットフェンス修繕業務仕様書

1. 件名

滋賀県立守山養護学校ネットフェンス修繕業務

2. 場所

滋賀県守山市守山五丁目6-20

滋賀県立守山養護学校

3. 履行期間

契約締結日から令和7年12月22日まで

※可能な限り早期の業務完了に努めてください。

4. 業務内容

本校敷地外周に設置してある既存フェンスについて、破れ、錆、傾きなど、経年劣化による損傷が著しいため、新たなネットフェンスに取替を行う。

- ・新たなネットフェンスは、(株)ニッケンフェンス&メタル KA-120 と同等以上の性能、品質等を有するものとする。

＊金網は、ひし形金網（合成樹脂被覆鉄線 φ3.2×50）とする。

＊フェンスの高さは、1,200mmとする。

- ・業務の履行中、本校敷地内の土砂が隣接の水路へ流出しないよう十分留意するとともに、必要に応じて対策を講じること。
- ・北側の既存フェンスに設置されている学校名の横断幕については、新たなネットフェンスに設置し直すこと。
- ・北門の西側について、既存フェンスと北門との間に約60cmの隙間があるが、新たなネットフェンスの設置に当たっては、この隙間が生じないようにすること。
- ・北西角の既存フェンスは破れ、錆、傾きなどが発生していないため、そのまま残すこととし、新たなネットフェンスは隙間が生じないようにこれに接続すること。
- ・必要に応じて、樹木の枝払いを行うこと。

5. 現地確認および見積

- ・入札に当たっては、入札書受領期限の前日までに、必ず現地確認を行うこと。現地確認なき入札は、条件違反として無効とする。なお、現地確認については事前に本校事務室に連絡し、担当者との日程調整を行うこと。
- ・入札書には、業務の履行に必要なすべての費用を含んだ金額を見積り、記載すること。

6. 履行

(1) 履行基準

本業務は、本仕様書を遵守し、完全に履行すること。なお、仕様書に記載されていない事項は、すべて下記図書（最新版）を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

建築工事監理指針

建築改修工事監理指針

(2) 材料の規格

本業務で使用する材料は、仕様書等に記載する規格に適合するものとし、本校による事前確認を得ること。ただし、現場の状況によりこれによることができないときは、本校と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。

(3) 作業可能時間

原則として作業は、契約締結日から令和7年12月22日(月)までの間に行うものとし、時間は8時40分から17時00分までとする。

(4) 業務の着手

- ・業務に着手する前に本校と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を本校に提出するものとする。
- ・機器等の搬入時期、方法等は、すべて本校と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・業務に伴い既存施設の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて本校の立ち合いのもと実施しなければならない。
- ・本校に関連する他の工事や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な履行に努めなければならない。

(5) 業務写真

業務完了後の履行確認、検査に必要であるため必ず撮影すること。業務写真はカラーとし、着手前、業務中、完成時などの各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(6) 公害対策

着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(7) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(8) 安全対策

- ・業務用車両の出入りについては、速度制限を遵守し危険防止に努めること。
- ・資材や機器等の搬入、搬出、荷下ろしや荷揚げに際しては、本校と協議を行い施設利用者や建築物その他の施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分注意して行われなければならない。

(9) 危険物等の保管

危険物等については、現場に放置することなく保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(10) その他

- ・日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを履行すること。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守して契約を締結する。
- ・業務に必要な用水や電力は校内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。